

## 「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（原案）」に対する公聴会

平成 25 年 2 月 24 日（日）15:20～15:35

さいたま新都心合同庁舎検査棟 7F

発言者：公述人 10

東京都墨田区から参りました■■と申します。弁護士をしております、この利根川の河川整備計画との関連で簡単に自己紹介を申し上げますと、八ッ場ダム住民訴訟の弁護団をしております。その他には、日弁連の方から、以前、河川行政の民主化を求める意見書というものを出しておるかと思えますけれども、日弁連の公害対策環境保全委員会の委員をしております。そういったところから、河川整備計画の策定について、関心をもって、より良い河川整備計画ができるようにと願っておるものでございます。そういった視点から、今回の河川整備計画原案についての意見を述べさせていただきたいと思えますが、まず手続きと原案の内容とあるかと思うのですが、いずれについてもすごい疑問を持っております。まず、手続きについてですけれども、今日お配りさせていただいたのは、利根川水系河川整備計画案の主な策定経緯として、ちょっとまとめたものを配りました。利根川の有識者会議のほうで配られた第9回の会議で配られた、参考資料2というものがあまして、これを見ますと、割と間断なく手続きが進んでいるように見えてしまうのですけれども、実際には、整備計画策定というのは、20年の5月23日に第4回の合同会議というのが開催されて、その間、見方としては休止をしていたと、これが24年5月に、利根川・江戸川ブロックにおける治水対策に関する目標流量の意見募集が行われて、それで再開したというふうに見えるというものを今日お配りした資料に記載させていただいたところです。この4年間で何が行われたかというのが、ほんとうに見えないのですけれども、見えてくるのは、休止の前に第4回の会議で行われていた議論というのが、治水安全度50分の1を前提とした議論が行われていたと、これは議事録にも書かれておまして、事務局の方から50分の1を基本線として今後検討するということが表明させています。ところがこれが、24年の5月に、これを70分の1から80分の1にすることについての意見はどうかというような意見募集が行われて、今回の原案では70分の1から80分の1の治水安全度を目標にするということで書かれているわけなんですけれども、これが変わってしまった理由というのが、そもそも、ちょっと非常に分かりづらいというか有識者会議の委員の方からも何度か質問があったと思えますが、きちんとした説明がなされていないと思えます。このパブリックコメントでは、9割以上の方が70分の1から80分の1に変更するということについて疑問を呈しておられたと思えますけれども、国土交通省の説明としては、資産や人口が集積しているからと、だからと説明があったかと思えます。ただそうすると、資産や人口というのは、いつ集積したのかということだと思うのです。24年になって、いきなり人口、資産が集積したのかと、50分の1、治水安全度50分の1を前提に議論をしていた平成20年、この時点で既に、人口、資産というのは集中していたという状況があったのではないのでしょうか、ということが疑問点のひとつです。それから、同じく第4回の合同会議で議論されていたことの内容として、5ブロック全部、利根川水系を5つのブロックに分けて、その全部の原案を示して、相互に調整しますという議論がされております。ほんとうは、やや重要だと思いますので、議事録を引用させていただこうかと思うのですが、議事録の33頁に福岡さんという委員の方の発言があります。「1点だけ申し上げておいた方がいいと思うのですが、本川と支川の関係で、利根川の本川の安全度を50分の1に確保するために、支川にいろいろな施設がつくら

れます。それは支川の安全度も上げると同時に、本川の安全度を確保するためにもやるんだということです。今後、それぞれのブロックに分かれて整備計画を議論することになりますので、各ブロックでの議論は、利根川流域全体の議論に密接に関連してきます。特に、利根川・江戸川ブロックの議論との関わりが重要になります。そのため利根川・江戸川ブロックでの議論を各ブロックにしっかりとお伝えをして、やはり各ブロックは自分の河川流域の安全度と、利根川・江戸川の安全度の両方に関係しているという流域全体を見る視点が持てるようにすることも重要です。それぞれのブロックの議論の中では利根川・江戸川ブロックの内容が伝わるように、またその逆も当然必要です。よろしくお願ひします。」と発言をされまして、座長からも、よろしくお願ひしたいと思ひます。で、事務局がわかりましたとおっしゃっています。これは、非常にまともな議論だと思ひますのですけれども、それで、お配りした資料の表裏あると思ひますが、逆側で今後の進め方（案）というのがあると思ひます。こちらは、第4回の有識者会議、合同会議の資料として、国土交通省の方から示されたものです。これを見ますと、水系で、下から四角がいくつかありまして、4つ目くらいの四角に、利根川水系河川整備計画たたき台の作成・公表（5ブロック別）とありまして、水系全体でなくて5ブロック別だとはされてはいるのですが、どこかのブロックを先に進めるということをおそらくこの時点で国土交通省も想定していなかった、それが先ほどの福岡委員の発言の視点があつたからではないかと思ひますが、ただ今回、4年間の休止の後の進め方を拝見していますと、利根川・江戸川ブロックの手続きだけが先行して、他の残り4ブロックについては、原案が全く出てきていませんし、いつ出てくるのかということも明らかにされていないという状況です。こういう進め方というものには非常に疑問を感じているところです。この進め方の、なんて言うか、おかしさというのがちょっと原案の内容にも少し反映しているのかなと思ひますが、内容について1点だけ申し上げれば、例えば、治水安全度を引き上げたから、でも、引き上げたから安全になるからいいんじゃないかという議論にはおそらくないんだらうと思ひております。第9回の有識者会議の資料2として配られたものの1ページ河道目標流量についてというようなことで、こういうものがあるのですが、もしお持ちの方がいらつしやつたら見ていただければと思ひますが、今日、お配りは出来なかつたのですが。江戸川で分派した後のこれは、河口から20kmぐらいのところになるのでしょうか。目標が8,500m<sup>3</sup>/sで、現況河道が、ちょっと数字は分かりづらいですが5,500m<sup>3</sup>/sぐらいなのかなという感じに見えるような表があります。これは引きあげればその、河川、河道で対応する目標流量ということになりますから、どんどん、どこか掘るのか川幅を広げるとかです。そういうことになると思ひますが、そういうことが30年間でどういふふうに進めることができるのか、実現可能性というところで、しかも、それはそんなに川を掘つたり、川幅を広げたりした時に環境影響はどうなのかというところも非常に気になる場所ですけれども、そういった説明というのがちょっと原案にはなくて、情報が非常に不足しているというふうに感じています。整備計画の費用、それから便益、それから環境影響、そういったことはもう少し充実してご説明していただかないと、治水安全度50分の1から70分の1から80分の1に引き上げたからそれで安全になりますよ、といわれても、では、例えば、過去何十年間に発生した水害の被害がどれくらい軽減されるのかとか。そういったところが見えてこないと思ひます。やはり、関心ごととしては、生命だったり、財産というのがどれくらい守られる整備計画なのかということですよ。それから環境影響ということであれば、原案に流域内にニホンウナギも生息しているということも書かれていますけれども、じゃあこの川幅を沢山広げるとか、河道を掘削したときに、じゃあそのニホンウナギがどうなってしまうのかとか、そういったことも、やっぱりぱつと見ただけでも、気になる場所です。全体の印象として、流域全体の利益というのが、どう考えていただいているのかなというのがほんとうに疑問に思ふところとし

て、流域全体の広域ではなくて、例えば、国土交通省のOBの方の顔を思い浮かべながら作ったんじゃないかというようなことをちょっとしばらく考えてしまったりもするわけなんです。そうではなくて、流域の利益を考えて策定していただいているということであれば、原案の内容をきちんと補充していただくなり、きょうもいろんな疑問点が出されていると思います。こういったことを私もお聞きしたいことがありますし、そういった疑問を抱えている方もたくさんいらっしゃると思います。有識者会議のほうもまだ原案が示されて3週間くらいで、会議が2時間ずつ2回と4時間だけしかまだなされていないので、その有識者会議の場でも構いませんので、そういうご説明がしていただければというふうに思いますし、ほんとうに河川法の改正というところにさかのぼって考えれば、国土交通省の組織の論理だけで河川行政は進めないんだと言うことが、おそらく河川法改正に携わった国土交通省の方のお気持ちというか、志であったと思いますので、そういったことを活かすためにも、そして河川法に基づいて有識者の意見を聴く必要があるという判断をされて有識者会議を設置されたということだと思いますので、そこでの議論を充実するようにぜひお願いをしたいと思います。私からは以上です。

以上